

「福岡市動物の愛護及び管理に関する条例」より抜粋（参考資料）

（こう傷犬の検診等）

第 11 条 人をかんだ犬の飼い主は、当該犬について狂犬病その他規則で定める疾病（以下「狂犬病等」という。）の有無を確認するため、直ちに当該犬を獣医師に検診させなければならない。

2 前項の規定による検診を行った獣医師は、当該検診の結果を市長に報告しなければならない。

「福岡市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則」より抜粋

（指定する疾病）

第 6 条 条例第 11 条第 1 項に規定する規則で定める疾病は、口腔内化膿性疾患とする。

（検診結果の報告）

第 7 条 条例第 11 条第 2 項の規定による報告は、こう傷犬検診報告書（様式第 3 号）により月ごとに行わなければならない。